

各市町村医療政策担当課長 様
各郡市医師会事務局長 様
各医療機関補助事業担当者 様

北海道保健福祉部地域医療推進局地域医療課長

北海道地域医療介護総合確保基金（医療分）を活用して実施する令和4年度（2022年度）及び令和5年度（2023年度）事業実施希望調査について

本道の保健医療行政の推進につきましては、日頃から御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記について、当課所管事業のうち、下記事業の本年度及び次年度の実施希望を把握したいので、実施希望がある場合は、次により令和4年度（2022年度）の事業計画については、令和4年（2022年）7月15日（金）まで、令和5年度（2023年度）の事業計画については、令和4年（2022年）9月5日（月）までに下記4に記載の事業計画書を提出いただくようお願いします。

記

1 対象事業、事業内容及び補助対象者について

(1) 本年度の実施希望を確認する事業

- ア 在宅医療提供体制強化事業
- イ 小児等在宅医療連携拠点事業

(2) 本年度及び次年度（令和5年度（2023年度））の実施希望を確認する事業

- ア 病床機能分化・連携促進基盤整備事業（再編統合支援事業、理学療法士等確保事業、理学療法士等研修事業）

イ 病床機能再編支援事業

ウ 遠隔医療促進事業

エ 医療勤務環境改善支援事業

オ 医療機関・住民交流推進事業（住民団体、医療機関）

(3) 次年度（令和5年度（2023年度））の実施希望を確認する事業

ア 病床機能分化・連携促進基盤整備事業（施設整備事業、設備整備事業）

イ 地域医療情報連携ネットワーク構築事業

ウ 地域医療勤務環境改善体制整備事業

※ 事業内容及び補助対象者については、別紙の事業一覧を参照してください。

※ 1の(2)事業について、令和5年度（2023年度）分の事業計画は、提出時点の予定で作成してください（予算要求等の基礎資料として活用させていただきます。）。

令和5年度（2023年度）分の実施希望については、来年度に改めて調査する予定です。

※ 1の(3)の事業について、期限までに提出がない場合は、原則令和5年度（2023年度）の補助対象とはなりませんので、御留意ください。現時点では、当該事業について、令和5年度（2023年度）に事業実施希望調査の実施予定はありません。

2 事業実施期間（本年度分）

事業実施期間は、原則として令和5年（2023年）3月31日までであり、事業によっては同日までに完了検査、検収等を完了する必要があります。

3 入札について

施設整備事業及び一部の設備整備事業については、原則、一般競争入札を実施する必要があります。ただし、特殊事情等により、入札によらないことが各機関内の財務規則等により認められる場合は、その限りではありません。

4 提出書類

本道地域医療推進局地域医療課のホームページに事業概要及び事業計画書を掲載しておりますので、事業ごとに定められた事業計画書をダウンロードして御使用ください。複数の事業を希望する場合は、各事業それぞれの事業計画書を1部提出してください。

（アドレス <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/cis/newkikin/R04kikinjigyou.htm>）

5 提出先

郵送により下記宛先へ提出してください。

- (1) 札幌市、函館市、旭川市、小樽市に所在する事業者
〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道保健福祉部地域医療推進局地域医療課 別紙事業一覧の各担当宛
- (2) 上記以外に所在する事業者
所在地を所管する道立保健所企画総務課宛
住所及び所管区域については、別紙道立保健所一覧を参照してください。

※ 必ず、書面での提出をお願いします。事業計画の提出があった場合には、受理確認としてその旨を FAX、又はメールにて御連絡しますので、提出したにもかかわらず1週間過ぎて連絡がない場合は、御連絡をお願いします。

6 問い合わせ先

別紙事業一覧の担当者を参照してください。

7 今後の手続について（本年度分）

各事業者の事業計画を審査後、道から補助金交付予定通知（採択通知）を発出します。

各事業者においては、補助金交付予定通知を受領後、速やかに補助金交付申請書を提出することとなります。調査の結果、希望多数となった場合は、調整させていただきます。

8 留意事項

- (1) 原則、補助金交付予定通知前に補助事業を実施（備品の購入契約等）することはできません。
- (2) 今後、予算の範囲内で追加募集を行う場合は、上記4のホームページのみでお知らせします。

地域医療係 担当：鈴木、細口
企画調整係 担当：湯朝、細谷
TEL:011-231-4111（内線 25-323(鈴木), 327(細口),
341(湯朝), 322(細谷)）
FAX:011-232-4472
e-mail: suzuki.kousuke@pref.hokkaido.lg.jp
hosoguchi.makoto@pref.hokkaido.lg.jp
yuasa.kunitaka@pref.hokkaido.lg.jp
hosoya.natsuki@pref.hokkaido.lg.jp

地域医療介護総合確保基金（医療分）を活用した令和4年度（2022年度）北海道計画掲載事業（※）実施希望調査事業一覧

※北海道保健福祉部地域医療課地域医療係・企画調整係所管事業分

事業名	事業内容	事業対象者	補助基準額 (補助率を乗じる前の額)	補助率	担当者 電話(代表)011-231-4111
1 病床機能分化・連携促進基盤整備事業((1)、(2)は令和5年度(2023年度)の実施予定のみ確認)					
(1) 施設整備事業 ※一部変更 ※「再編」は地域医療連携推進法人を設立するものに限る。 ※「統合」は複数の医療機関において、一つの医療機関に集約するもの。なお、同一法人の統合についても対象とする。	①以下のいずれかに該当する施設の整備に必要な新築・増改築・増築・改修に要する工事費又は工事請負費を補助 【機能転換】 急性期病床から回復期病床(地域包括ケア病床含む)等への病床転換等に必要となる病室や機能訓練室等の工事(併せて建物内に訪問看護ST等を整備する等、在宅医療の機能強化に係る取組も対象) 【ダウンサイズに伴う残存機能の強化】 病室や診療室等への転換など、病床の適正化のために残存機能の強化に必要な工事(在支診や訪問看護ST等、在宅医療の推進に係る整備も含む。) 【再編・統合】 病院機能の再編・統合に伴い病院の病床機能や役割を明確にし、病院間で連携を図るために必要な工事	医療機関	【新築・増改築】 9,000,000円×(転換+削減)病床数※ 【増築・改修】 5,022,500円×(転換+削減)病床数※ ※再編・統合の場合は整備後病床数	1/2 以内	地域医療係 <small>ホソグチ</small> 細口(内線25-327)
	上記①については、次の加算条件に該当する事業を行う場合は、基準額に加算を行う。 <加算条件A> 転換(削減)前から病床20%以上の「転換+削減(一方でも可)」を行い、かつ次の条件(①~⑤のいずれか)を満たす場合 <加算条件B> 転換(削減)前から病床10%以上20%未満の「転換+削減(一方でも可)」を行い、かつ次の条件(①~⑤のいずれか)を満たす場合 ①患者の療養環境改善の整備 ②医療従事者の職場環境改善の整備 ③衛生環境改善の整備 ④業務の高度情報処理及び快適環境の整備 ⑤乳幼児を抱える母親の通院等のための環境整備(授乳室、託児室)	上記①のうち、 左記の条件に 該当する医療機関	<加算条件A> 【新築・増改築】 9,000,000円×(転換+削減)病床数※ 【増築・改修】 5,022,500円×(転換+削減)病床数※ <加算条件B> 【新築・増改築】 5,400,000円×(転換+削減)病床数※ 【増築・改修】 3,013,500円×(転換+削減)病床数※ ※再編・統合の場合は整備後病床数	1/2 以内	
	②地域で不足する外来医療機能を担う診療所(医科)を開設するために必要な新築・増改築・増築・改修に要する工事費又は工事請負費を補助 ※対象二次医療圏 南檜山、北渡島檜山、中空知、北空知、日高、上川北部、富良野、留萌、宗谷、遠紋、根室	診療所	160㎡×構造単価 鉄筋 179,800円 木造 179,800円 ブロック造 156,700円	1/2 以内	
(2) 設備整備事業 ※一部変更 ※「再編」は地域医療連携推進法人を設立するものに限る。 ※「統合」は複数の医療機関において、一つの医療機関に集約するもの。なお、同一法人の統合についても対象とする。	①以下のいずれかに該当する設備の整備について、医療機器等、患者輸送車及び在宅医療を実施している、または実施しようとする病院において訪問診療等に使用する車両などの備品購入費(電子カルテ、部門システムその他の病院情報システム及び在宅医療提供体制強化事業費補助金で対象となる医療機器を除く)を補助 なお、在宅医療を実施している、または実施しようとしている病院とは、当該年度内において診療報酬上の在宅療養支援病院や在宅療養後方支援病院となっていること。 【機能転換】 急性期病床から回復期病床(地域包括ケア病床含む)等への病床転換等に必要となる設備 【ダウンサイズに伴う残存機能の強化】 病床のダウンサイズに伴う診療所等の整備や診療機能強化等、病床の適正化に必要な設備 【再編・統合】 病院機能の再編・統合に伴い病院の病床機能や役割を明確にし、病院間で連携を図るために必要となる設備	医療機関	1医療機関あたり 10,800千円 ※再編・統合の場合は医療機関数に乘じる	1/2 以内	
	上記①については、次の加算条件に該当する事業を行う場合は、基準額に加算を行う。 <加算条件> 転換(削減)前から病床20%以上の「転換+削減(一方でも可)」を行った場合	上記①のうち、 左記の条件に 該当する医療機関	1医療機関あたり 10,800千円 ※再編・統合の場合は医療機関数に乘じる	1/2 以内	
	②地域で不足する外来医療機能を担う診療所(医科)を開設するために必要な医療機器などの備品購入費(電子カルテ、部門システムその他の病院情報システム及び在宅医療提供体制強化事業費補助金で対象となる医療機器を除く)を補助 ※対象二次医療圏 南檜山、北渡島檜山、中空知、北空知、日高、上川北部、富良野、留萌、宗谷、遠紋、根室	診療所	1医療機関あたり 10,800千円	1/2 以内	

事業名	事業内容	事業対象者	補助基準額 (補助率を乗じる前の額)	補助率	担当者 電話(代表)011-231-4111														
1 病床機能分化・連携促進基盤整備事業((3)~(5)は令和5年度(2023年度)の実施予定も確認)																			
(3) 再編統合支援事業 ※一部変更 ※「再編」は地域医療連携推進法人を設立するものに限る。 ※「統合」は複数の医療機関において、一つの医療機関に集約するもの。なお、開設者が異なる法人間の統合に限る。	①道内の医療機関が再編・統合を検討する上で事業者等へ委託し、収支シミュレーション等を行うために必要な委託料を補助 ※最長5年間	医療機関 地域連携推進法人 医師会	1医療機関あたり 7,000千円	1/2 以内	地域医療係 ホソグチ 細口(内線25-327)														
	②再編・統合に伴い整備する施設の新築に必要とする基本設計及び実施設計に要する委託料に対する補助。 なお、基本設計と実施設計の契約は単独の契約のみ対象とする。	医療機関 地域連携推進法人	500千円×整備後病床数×設計数	1/2 以内															
	③病床転換及び病床削減に伴い不要となる建物及び医療機器の処分に係る損失で財務諸表上の特別損失(固定資産除去損、固定資産廃棄損、固定資産売却損)に計上されるもの(医療機器の有姿除却を除く)を補助。ただし、関係者への売却は対象外とし、北海道地域医療構想公示日までに取得したものに限り対象とする。	医療機関 地域連携推進法人	(転換+削減)病床1床あたり 2,000千円 ※基準額は再編・統合医療機関間で協議の上、分けることも可能とする	1/2 以内															
	④地域で不足する医療機能への病床転換及び病床削減を含む再編統合等に伴い退職する職員で早期退職制度(法人等の就業規則等で定めたものに限る。)の活用によって上積みされた退職金の割増相当額を補助	医療機関 地域連携推進法人	早期退職職員数1人あたり 6,000千円	1/2 以内															
	⑤地域医療連携推進法人の設立のために必要な法人運営及び体制整備に必要な次の経費を補助 ○法人運営 ・地域連携推進法人の設立準備、設立後の各種事務を行うために雇用する職員の人件費 ・地域医療連携推進法人に加入する機関が地域医療連携推進法人に支払う負担金 ・地域医療連携推進法人の設立・運営のために必要な需用費(消耗品費、図書購入費)、役務費(通信運搬費)、使用料及び賃借料、旅費、備品費 ○体制整備 ・地域医療連携推進法人で雇用し、加入する医療機関で診療等に従事する医師の人件費(給与費、法定福利費、各種手当等) ・地域医療連携推進法人の加入医療機関で診療に従事する医師の旅費 ・人材交流に係る研修等のための経費その他の地域医療連携推進法人へ参加する医療機関の連携強化に資する経費(需用費(消耗品費、図書購入費)、役務費(通信運搬費)、使用料及び賃借料、旅費、備品費) ※法人設立から最長3年間 (法人運営については法人設立準備期間(最長1年間)を含み最長3年間)	医療機関 地域連携推進法人	○法人運営 ・人件費 8,000千円×職員(上限1名) ・負担金 500千円×加入機関数 ・備品・消耗品費等 1,200千円 ○体制整備 ・人件費(医師:上限4名) 21,000千円 ・人材確保費用 11,160千円 ・連携推進費 3,500千円	1/2 以内															
(4) 理学療法士等確保事業	急性期病床から回復期病床(地域包括ケア病床含む)等への病床転換を行う病院において、新たに理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士(以下「理学療法士等」という。)を雇用する経費を補助	医療機関	1名当たり月額350千円×延月数(12月を上限とする。)	1/2 以内	企画調整係 ユアサ 湯朝(内線25-322)														
(5) 理学療法士等研修事業	理学療法士等を所属外の病院で技術研修を受講させる場合や指導的理学療法士の派遣を受ける場合の病院を支援	医療機関	受講料@10千円×240日 指導的職員派遣@40千円×240日	1/2 以内															
2 病床機能再編支援事業(令和5年度(2023年度)の実施予定も確認)																			
(1) 単独支援給付金	地域医療構想を推進するための病床削減支援に対する給付 【支給対象者】 平成30年度病床機能報告(平成30年7月1日時点の病床機能)において、高度急性期機能、急性期機能及び慢性期機能(以下「対象3区分」という。)の病床を報告し、令和2年4月1日から令和5年3月31日までの間に対象3区分いずれかの病床数の削減を行う病院又は有床診療所の開設者又は開設者であった者 <table border="1"> <thead> <tr> <th>病床稼働率</th> <th>削減する場合の1床あたり単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50%未満</td> <td>1,140千円</td> </tr> <tr> <td>50%以上 60%未満</td> <td>1,368千円</td> </tr> <tr> <td>60%以上 70%未満</td> <td>1,596千円</td> </tr> <tr> <td>70%以上 80%未満</td> <td>1,824千円</td> </tr> <tr> <td>80%以上 90%未満</td> <td>2,052千円</td> </tr> <tr> <td>90%以上</td> <td>2,280千円</td> </tr> </tbody> </table>	病床稼働率	削減する場合の1床あたり単価	50%未満	1,140千円	50%以上 60%未満	1,368千円	60%以上 70%未満	1,596千円	70%以上 80%未満	1,824千円	80%以上 90%未満	2,052千円	90%以上	2,280千円	病院 有床診療所	病床稼働率に応じ削減数1床あたりの額を支給	10/10	地域医療係 ホソグチ 細口(内線25-327)
病床稼働率	削減する場合の1床あたり単価																		
50%未満	1,140千円																		
50%以上 60%未満	1,368千円																		
60%以上 70%未満	1,596千円																		
70%以上 80%未満	1,824千円																		
80%以上 90%未満	2,052千円																		
90%以上	2,280千円																		
(2) 統合支援給付金	地域医療構想を推進するための医療機関の統合支援に対する給付 【支給対象者】 地域医療構想に基づく病院等の統合計画に参加し、平成30年度病床機能報告(平成30年7月1日時点の病床機能)において報告した対象3区分のいずれかの病床の削減を伴う統合計画に参加する病院又は有床診療所の開設者	病院 有床診療所	・単価は同上 ・重点支援区域に選定された統合関係医療機関等は、上記単価による算定額に1.5を乗じて算定	10/10															
(3) 債務整理支援給付金	地域医療構想を推進するための病院の債務整理に必要な借入資金に対する利子相当額への給付 【支給対象者】 地域医療構想に基づく病院等の統合計画に参加し、統合後に存続している病院であって、統合によって廃止となる病院等の未返済の債務を返済するために、金融機関から新たに融資を受けた病院の開設者	病院 有床診療所	統合における承継医療機関が統合によって廃止となる医療機関の未返済の債務を返済するために、金融機関から新たに受けた融資に対する利子の総額(融資期間は20年、元本に対する利率は年0.5%を上限)	10/10															

事業名	事業内容	事業対象者	補助基準額 (補助率を乗じる前の額)	補助率	担当者 電話(代表)011-231-4111
3 地域医療情報連携ネットワーク構築事業(令和5年度(2023年度)の実施予定のみ確認)					
(1) 地域医療情報連携ネットワーク構築事業	医療機関等相互における役割分担、連携の推進、救急医療の効率化を図るためのICTネットワーク設備整備に対し補助(介護事業者を含む。) ※電子カルテの情報共有を伴わないものについては、「在宅医療提供体制強化事業」に移行	医療機関 市町村 医師会	病院 30,000千円 診療所 20,000千円	1/2 以内	地域医療係 スズキ 鈴木(内線25-323)
(2) 地域医療情報連携ネットワーク導入アドバイザー	ICTネットワーク導入に向けICT専門家からアドバイスを受けるために必要な費用に対し補助 ※導入前、導入年、導入後のいずれか2年間限定	医療機関 市町村 医師会	2,710千円	10/10 以内	
(3) 防災用診療情報バックアップ事業	津波などによる診療情報流出防止のために、安全な地域に電子カルテ情報を保存するためのサーバ整備に対し補助	病院	12,000千円	1/2 以内	
4 遠隔医療促進事業(令和5年度(2023年度)の実施予定も確認)					
(1) 設備整備事業	遠隔地の医療機関と遠隔医療を実施するためのビデオ会議システム(※)の設備整備に対し補助 ※救急対応時等のモバイル端末による画像相談システムを含む。	医療機関	支援する機関 3,000千円 支援を受ける機関 2,000千円	1/2 以内	地域医療係 スズキ 鈴木(内線25-323)
(2) 遠隔相談事業	専門医等がビデオ会議システムやICTを活用したコミュニケーションツール等を活用し、画像による場合も含めて対面により相談・助言を行って支援する事業	医療機関	1時間8千円 (1週間5時間上限)	10/10 以内	
(3) 在宅患者遠隔支援事業	ICTを活用したコミュニケーションツール等の設備整備を行い、在宅患者等の遠隔医療等を行うことについて支援する事業	離島、過疎地等の市町村及び当該市町村の中核的な医療機関	①設備整備事業 5,000千円 ②導入運営事業 2,699千円	①1/2 以内 ②10/10 以内	
5 在宅医療提供体制強化事業(令和4度(2022年度)の実施予定のみ確認)					
(1) 在宅医療グループ診療運営事業	○在宅・在支病等医療機関の医師を指導役とし、在宅医療未経験の医師らとグループを編成し、日常診療時の支援や多職種カンファレンス等を通じて新たな在宅医を養成 ○グループの医師相互に夜間休日不在時の代診制 ○在宅患者急変時の受け入れを担う医療機関をグループに加え後方病床確保 ※指導役の医師及び諸調整を行う職員の人件費、代診・後方病床受け入れを行った医療機関に補助 ※在宅・病以外が実施主体となる場合は、小児の在宅医療に係る経費のみを補助対象とする。	医療機関 郡市医師会 市町村	年額6,030千円 (開始時期等により異なる)	10/10 以内	地域医療係 スズキ 鈴木(内線25-323)
(2) 在宅医療体制支援事業	○グループ制がとれない在宅医療を担う医療機関が少ない地域(※)において、在宅医療を新たに、又は拡充して実施する際に要する次の費用に対し補助 ・夜間休日不在時の代診にかかる費用 ・後方病床の確保費用 ・半径16kmを越えた訪問診療(診療報酬算定不可)に要する経費 ※ 在宅・在支病の合計数が3以下の市町村	医療機関 郡市医師会 市町村	年額2,430千円 (開始時期等により異なる)	10/10 以内	
(3) 在宅医療推進事業	①訪問看護ステーションがない(不足する)地域に市町村自ら設置若しくは参入した事業者に対し補助した場合、初度設備・運営経費を補助 ②看取り、緩和ケアなど在宅医療の充実に資する研修等の実施に補助	市町村	①年額4,300千円 (開始時期等により異なる) ②1,000千円	1/2 以内	
(4) 訪問診療用ポータブル機器等整備事業	訪問診療に使用する医療機器(エコー、心電計、X線等)の整備に補助 ※医療機関においては、診療報酬上の往診料又は訪問診療料を算定している、年度内に算定する見込みであること。	医療機関 郡市医師会	医療機関 3,000千円 郡市医師会 6,000千円	1/2 以内	
(5) 在宅医療多職種連携ICTネットワーク構築事業	在宅医療に関わる多職種間におけるICTを活用した情報共有ネットワーク構築のための設備整備に補助 ※地域医療情報連携ネットワーク構築事業費補助金で対象となる経費を除く。	市町村 医療機関 郡市医師会	2,150千円	1/2 以内	
(6) 在宅医療多職種連携ICTネットワーク導入アドバイザー事業	在宅医療多職種連携ICTネットワーク導入に向けICT専門家からアドバイスを受けるために必要な費用に対し補助 ※導入前、導入年、導入後のいずれか2年間限定	市町村 医療機関 郡市医師会	2,710千円	10/10 以内	
6 小児等在宅医療連携拠点事業(令和4度(2022年度)の実施予定のみ確認)					
(1) 小児等在宅医療連携拠点事業(全道事業)	在宅医療を必要とする小児等が、地域で安心して療養できるよう、全道単位の次の事業を実施するための諸経費を補助 ①住民への普及啓発 ②人材育成 ③地域拠点事業(圏域)実施事業者等への支援	医療機関 指定訪問看護事業者 医師会 市町村 福祉サービス等を実施している法人	8,033千円	10/10 以内	地域医療係 スズキ 鈴木(内線25-323)
(2) 小児等在宅医療連携拠点事業(地域拠点事業(圏域))	在宅医療を必要とする小児等が、地域で安心して療養できるよう、地域単位で行う次の事業を実施するための諸経費を補助 ①関係者の連携強化に向けた取組(意見交換会の開催や地域の医療・福祉等の資源を整理した情報周知等) ②患者・家族に対する相談等支援 なお、この取組は、小児等の在宅医療についての専門的な知識、技術等を有する地域の医療機関を交えて行うものとする。	医療機関 指定訪問看護事業者 医師会 市町村 福祉サービス等を実施している法人	1,372千円	10/10 以内	

事業名	事業内容	事業対象者	補助基準額 (補助率を乗じる前の額)	補助率	担当者 電話(代表)011-231-4111
7 医療勤務環境改善支援事業(令和5年度(2023年度)の実施予定も確認)					
医療勤務環境改善支援事業 ※令和5年度は、事業内容が記載の内容と変更となる可能性もありますのでご留意ください。	医療機関による主体的な勤務環境改善の取組の推進により、医療従事者の確保を図るための次の事業を実施するための諸経費を補助 ①勤務環境改善に係る研修会等の実施 ②経営診断や職員満足度調査等の実施 ③就業規則等の諸規定の整備等 ④医師事務作業補助者の配置 ※事業対象者は、次の全ての条件を満たすことが必要 ・「医療勤務環境改善マネジメントシステムに関する指針」に基づき、勤務環境改善計画を策定し、又は策定に着手していること。 ・北海道医療勤務環境改善支援センターと連携して事業を実施すること。	医療機関	3,000千円	1/2以内	企画調整係 ホソヤ 細谷(内線25-322)
8 医療機関・住民交流推進事業(令和5年度(2023年度)の実施予定も確認)					
医療機関・住民交流推進事業 ※一部変更 ※令和5年度は、事業内容が記載の内容と変更となる可能性もありますのでご留意ください。	医療従事者にとって魅力ある病院・まちづくりを進め、医療従事者の離職防止や就業確保などにより、地域医療の確保・地域の活性化を図るための次の事業を実施するための諸経費を補助 ①地域医療を守るための講演会等開催事業 住民視点での医療のあり方・受け方や、医療機関等(医療従事者等)の負担軽減を図ることの必要性などについて理解を深める。 ②地域住民と医療従事者との交流事業 地域住民と医療従事者が交流を図ることで、地域医療等活性化に向けた相互の理解を深める。 ③住民団体等の活動を推進するための普及啓発事業 上記①及び②に関する広報誌や掲示物を作成するなど、住民団体等の取組を推進する。	医療機関を支える 取組を行う住民団体 医療機関	1団体又は1医療機関につき 386,000円	1/2以内	企画調整係 ホソヤ 細谷(内線25-322)
9 地域医療勤務環境改善体制整備事業(令和5年度(2023年度)の実施予定のみ確認)					
地域医療勤務環境改善体制整備事業 ※令和5年度は、事業内容が記載の内容と変更となる可能性もありますのでご留意ください。	医療機関が作成した「勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画」に基づく、総合的な取組に要する次の経費を補助 ○施設・設備整備 ・ICT等機器(AI問診システム、勤怠管理ソフトウェア等の医師の時間外管理を行う機械や時間外労働短縮のための業務の効率化につながる機器整備等) ・休憩室等の休憩環境整備(勤務間インターバルや代償休息の確保等に必要、医師の休憩環境の整備等) ○運営費 ・タスク・シェアリングに伴う医療専門職の雇用(非常勤専門職人件費等) ※事業対象者は、次の全ての条件を満たすことが必要 ①勤務医の負担の軽減及び処遇の改善のため、勤務医の勤務状況の把握とその改善の必要性等について提言するための責任者を配置すること。 ②月の時間外・休日労働が80時間を超える医師を雇用している若しくは雇用を予定している医療機関で、労働基準法第36条に規定される労働組合若しくは労働者の代表と結ぶ協定において全員又は一部の医師の年の時間外・休日労働時間の上限が960時間を超えていること又は全員若しくは一部の医師の年の時間外・休日労働時間の上限が960時間を超えた36協定の締結に向けた見直しを予定若しくは検討していること。ただし、他の医療機関へ医師派遣を行うことによって当該派遣される医師の労働時間がやむを得ず長時間となる医療機関は除く。 ③2024年までに ・(B)水準指定を予定している医療機関((B)水準医療機関に求められる医療機能を満たす医療機関に限る。)については、(B)水準対象業務に従事する医師については、年の時間外・休日労働時間が1860時間以下、それ以外の医師については年の時間外・休日労働時間が960時間以下 ・前記以外の医療機関については、年の時間外・休日労働時間が960時間以下となるよう留意し、当該保健医療機関内に多職種からなる役割分担推進のための委員会又は会議を設置し、「勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画」を作成すること。また当該委員会等は、当該計画の達成状況の評価を行う際、その他適宜必要に応じて開催していること。 ④勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に関する取組事項を当該保健医療機関内に掲示する等の方法で公開すること。	医療機関	1医療機関につき 稼働病床数×133千円	1/2以内	企画調整係 ホソヤ 細谷(内線25-322)

事業の詳細は下記WEBページをご覧ください。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/cis/newkikin/R04kikinjigyou.htm>

道立保健所一覧

保健所名	所在地	郵便番号	電話番号	所管区域内市町村名
渡島	函館市美原4丁目6番16号	041-8551	0138(47)9524	北斗市、松前町、福島町、知内町、木古内町、七飯町、鹿部町、森町
八雲	二世郡八雲町末広町120番地	049-3112	0137(63)2168	八雲町、長万部町、せたな町、今金町
江差	檜山郡江差町字本町63番地	043-0043	0139(52)1053	江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町
江別	江別市錦町4番地の1	069-0811	011(383)2111	江別市、石狩市、当別町、新篠津村
千歳	千歳市東雲町4丁目2番地	066-8666	0123(23)3175	千歳市、恵庭市、北広島市
倶知安	虻田郡倶知安町北1条東2丁目	044-0001	0136(23)1914	島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村
岩内	岩内郡岩内町字清住252番地1	045-0022	0135(62)1537	共和町、岩内町、泊村、神恵内村
岩見沢	岩見沢市8条西5丁目	068-8558	0126(20)0100	夕張市、岩見沢市、美唄市、三笠市、南幌町、由仁町、長沼町、栗山町、月形町
滝川	滝川市緑町2丁目3番31号	073-0023	0125(24)6201	芦別市、赤平市、滝川市、砂川市、歌志内市、奈井江町、上砂川町、浦臼町、新十津川町、雨竜町
深川	深川市2条18番6号	074-0002	0164(22)1421	深川市、妹背牛町、秩父別町、北竜町、沼田町
室蘭	室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル内	051-8555	0143(24)9833	室蘭市、登別市、伊達市、豊浦町、壮瞥町、洞爺湖町
苫小牧	苫小牧市若草町2丁目2番21号	053-0021	0144(34)4168	苫小牧市、白老町、厚真町、安平町、むかわ町
浦河	浦河郡浦河町東町ちのみ3丁目1番8号	057-0007	0146(22)3071	浦河町、様似町、えりも町
静内	日高郡新ひだか町 静内こうせい町2丁目8番1号	056-0005	0146(42)0251	日高町、平取町、新冠町、新ひだか町
上川	旭川市永山6条19丁目1番1号	079-8610	0166(46)5979	幌加内町、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町
名寄	名寄市東5条南3丁目63番地38	096-0005	01654(3)3121	士別市、名寄市、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、音威子府村、中川町
富良野	富良野市末広町2番10号	076-0011	0167(23)3161	富良野市、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村
留萌	留萌市住之江町2丁目1番地	077-0027	0164(42)8310	留萌市、増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、初山別村、遠別町、天塩町
稚内	稚内市末広4丁目2番27号	097-8525	0162(33)2538	稚内市、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、豊富町、礼文町、利尻町、利尻富士町、幌延町
網走	網走市北7条西3丁目	093-8585	0152(41)0683	網走市、斜里町、清里町、小清水町、大空町
北見	北見市青葉町6番6号	090-8518	0157(24)4171	北見市、美幌町、津別町、訓子府町、置戸町
紋別	紋別市南ヶ丘町1丁目6番地	094-8642	0158(23)3108	紋別市、佐呂間町、遠軽町、湧別町、滝上町、興部町、西興部村、雄武町
帯広	帯広市東3条南3丁目1	080-08588	0155(27)8634	帯広市、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町
釧路	釧路市城山2丁目4番22号	085-0826	0154(65)5811	釧路市、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町
根室	根室市弥栄町2丁目1番地	087-0009	0153(23)5161	根室市
中標津	標津郡中標津町東1条南6丁目1番地3	086-1001	0153(72)2168	別海町、中標津町、標津町、羅臼町